

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市税等の徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、市税等の徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和8年1月8日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の徴収管理に関する事務
②事務の概要	<p>納税に関する相談・交渉、納付書及び納税証明書の交付、口座を利用した振替の推進及び振替に関する事務、過誤納金等の還付・充当、銀行・コンビニ等の収納管理事務を行っている。また地方税法及び国税徴収法の規定に伴い、督促・催告の実施、滞納者の資産・収入状況等の実態を調査し滞納処分を行う等、適正な滞納管理事務及び納付相談、納付交渉を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①賦課収納状況等確認事務</li><li>②官公署等間の協力要請に関する事務</li><li>③納付書等の郵送物が返戻された際の最新の住所・所在地の確認事務</li><li>④滞納処分に関する事務</li><li>⑤口座振替に関する事務</li><li>⑥過誤納金等に関する事務</li><li>⑦法人市民税に関する事務</li><li>⑧特別徴収に関する事務</li><li>⑨その他徴収に関する事務</li></ul>
③システムの名称	①収滞納管理システム(税務システム) ②個人・法人管理システム(宛名システム) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
徳島市納税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島市 財政部 税務事務所 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市財政部税務事務所納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

## 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

## III しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	--	--	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	-----	--

当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

判断の根拠		
-------	--	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	前坂 秀樹	吉成 敏史	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	I 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 吉成 敏史	納税課長	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 求め先	088-621-5075~5079	088-621-5075~5080	事後	
令和1年6月26日	I 関連事項 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	088-621-5075~5079	088-621-5075~5080	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月8日	表紙 特記事項	(空欄)	税務システム更新に伴う再評価の実施により、次期税務システムのカスタマイズプログラミング開始前の評価として、この評価書の添付書類に次期税務システムの評価部分を付属している。	事前	システム更新という重要な変更に伴う事前手続きによる
令和4年12月16日	I 関連事項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無「実施しない」 ②法令上の根拠:(空欄)	①実施の有無「実施する」 ②法令上の根拠:番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策[十分である]	事前	
令和5年1月4日	表紙 特記事項	税務システム更新に伴う再評価の実施により、次期税務システムのカスタマイズプログラミング開始前の評価として、この評価書の添付資料に次期税務システムの評価部分を付属している。	新税務システムの稼働に伴い、付属書類としていた新税務システムに関する評価書部分を評価書本体とする。	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更に当たらない。
令和5年1月4日	I 関連事項 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①納税システム(税務システム) ②個人・法人管理システム(宛名システム) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム	①収滞納管理システム(税務システム) ②個人・法人管理システム(宛名システム) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更に当たらない。
令和5年1月4日	I 関連事項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	徳島市 財政部 納税課	徳島市 財政部 税務事務所 納税課	事後	
令和5年1月4日	I 関連事項 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市財政部納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市財政部税務事務所納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080	事後	
令和5年1月4日	I 関連事項 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	徳島市財政部納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080	徳島市財政部税務事務所納税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5075~5080	事後	
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年9月6日	表紙 特記事項	新税務システムの稼働に伴い、付属書類としていた新税務システムに関する評価書部分を評価書本体とする。	削除	事後	
令和5年9月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和8年1月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 別表第1省令第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条	事後	法令根拠の改正による
令和8年1月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 48の項	事後	法令根拠の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月8日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和8年1月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年1月8日	IVリスク対策	8. 監査	8. 人手を介在させる作業	事後	様式変更による項目の追加
令和8年1月8日	IVリスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	9. 監査	事後	様式変更による
令和8年1月8日	IVリスク対策	—	10. 従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更による項目の追加